

平鹿地域振興局庁舎特定建築物環境衛生管理業務委託特記仕様書

1 委託業務の内容

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）（以下「法」という。）第4条に定める建築物環境衛生管理基準に基づき、平鹿地域振興局庁舎において環境衛生上良好な状態を維持するために必要な害虫等防除、飲料水の水質検査、貯水槽清掃、空気環境測定等の業務を委託する。

2 委託業務対象の建築物の概要

- (1) 名称 秋田県平鹿地域振興局庁舎
- (2) 場所 秋田県横手市旭川一丁目3番41号
- (3) 延床面積
 - 1階 1,096.72 m²
 - 2階 1,045.49 m²
 - 3階 1,050.80 m²
 - 塔屋 73.58 m²
 - 合計 3,266.59 m²

3 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 委託業務内容

- (1) 建築物環境衛生管理技術者業務 1年間
 - 法第6条第1項に基づき建築物環境衛生管理技術者を選任し、次の業務を実施する。
 - ア 委託業務の指揮監督
 - イ 各種調査・測定の実施とその結果の評価
 - ウ 特定建築物維持管理計画書・報告書の作成
- (2) ネズミ、衛生害虫防除 年2回
- (3) 飲料水水質検査（省略不可11項目及び鉛・亜鉛・鉄・銅・蒸発残留物） 年2回
 - 〃 （消毒副生成物12項目） 年1回
- (4) 貯水槽清掃・点検（FRP製・容量9 m³） 年1回
- (5) 空気環境測定（9測定点） 年6回

5 業務従事者

委託業務は、法施行規則に定められた有資格者が行うこと。

6 その他

この仕様書に定めのない事項又は仕様に疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。